

## 沖縄県CO2吸収量認証制度 Q&A

### ■ 申請書類について

Q1 申請書類はどこで受け取れますか？

A 基本的に配布は行っておりません。ホームページから入手するようお願いします。

Q2 申請書類の受付窓口はどこになりますか？

A 県（沖縄県環境部環境再生課）になります。市町村や出先機関での受付は行っておりません。

Q3 1年ずつ申請することも可能でしょうか？

A 可能です。

Q4 現在植えている樹木と樹齢をリストアップして申請することになりますか？

A そのとおりです。

Q5 申請期間はどのように決めればよいでしょうか。

A 木を植えた日以降で、最長5年間を任意に決めて申請することができます。

### ■ 認証基準について

Q6 すでに植栽したものを維持管理している場合でも100本以上であれば申請できますか？

A 可能です。保育でも植樹でも100本以上が対象となります。

Q7 複数年で植えた場合でも100本以上であれば申請可能ですか？

A 合計100本に達した時点で申請することができます。

Q8 複数の樹種の合計が100本でも対象となりますか？

A 対象となります。

Q9 3mに達しない樹木を植えている場合はカウントされないですか？

A 3m以上に達する樹木を中木と定義していますが、現時点で3mである必要はなく、生長していくと3mに達する樹種であれば認証します。

Q10 中木、高木は樹種で決まるのですか？

A 図鑑等をもとに樹種ごとに決定します。

Q11 ヤシは対象となりますか？

A 3m以上に達する樹種であれば、ヤシも対象となります。

Q12 果樹やコーヒーは対象となりますか？

A 3m以上に達する樹種であれば対象となります。ただし、剪定を行う果樹の場合は、対象外となる可能性があります。

Q13 集落で毎年継続してヒマワリなどを植えている場合はCO2を吸収していると考えられますが、この場合は対象となりますか？

A 1年生の植物については、炭素固定量を算定することが困難であるため、対象としていません。

Q14 道路や公園の樹木も対象になりますか？

A 合計100本あれば対象になります。

Q15 外来種であっても侵略的でなければ問題はありますか？

A 個別に判断することになりますが、侵略的でなければ基本的に問題ありません。

Q16 以前に植えた木の保育（例えば10年前に植えた木を5年前から管理している場合）も対象となりますか？

A 対象となります。

Q17 60年前から木を植える活動をしていますが、対象となりますか？

A 木が生長している段階であれば対象となります。

Q18 森林の主伐は対象になりますか？

A その場所での炭素固定量が減少するため、対象にはなりません。

## ■CO2吸収量の算定について

Q19 吸収量の算定基準など公開している自治体もあるようですが、沖縄県でも公開する予定はありますか？

A 県環境再生課のホームページで算定基準を公開していますので、参考にしてください。

Q20 いつ植えたか詳細がわからないような木もあります。算定するためにはどのくらいの精度の情報が必要ですか？

A 樹齢を基に吸収量を算定しますので、原則として植樹した年がわかる必要があります。

Q21 樹齢が全くわからないような樹木であっても、幹周りからCO<sub>2</sub>をどのくらい吸収しているか算定できないでしょうか？

A 幹周りや樹高からその時点で固定しているCO<sub>2</sub>の量は計算できますが、認証期間中に吸収する量を算定することは難しいと考えられます。

Q22 CO<sub>2</sub>吸収量が高い樹木はありますか？

A 樹木のCO<sub>2</sub>吸収量は木の生長量によって決まりますので、生長が早い樹木が多くのCO<sub>2</sub>を吸収する傾向があります。

## ■申請団体について

Q23 集落も参加資格の「団体」として認められますか？

A 任意の団体でも問題ありませんので、認められます。

Q24 森林組合も申請することは可能ですか？

A 可能です。

Q25 通り会などで木を植えて申請することはできますか？

A 要件を満たしていれば、申請することができます。

Q26 支援団体が申請を行う場合、実施者と連名で申請することは可能でしょうか？

A 可能です。

Q27 複数の支援団体と組んで申請することは可能でしょうか？

A 可能です。

## ■支援の内容について

Q28 申請時の寄付について、制約はありますか？

A 制度上の制約はありません。両者が合意しているのであれば問題ありません。

Q29 支援団体を募る際に、苗代等に充てる目的で寄付金を募ることは可能ですか？

A この制度では、支援の形態については規定していないため、可能です。認証されたCO2吸収量をどのように活用するかは共同申請される団体同士で決めてください。

Q30 支援は苗木の提供でもよいでしょうか？

A この制度では、支援の形態については規定していないため、両者が合意しているのであれば問題ありません。

## ■ 認証後の管理・活動報告について

Q31 認証後、植えた木が枯れてしまった場合はどのような扱いになりますか？

A 認証を取り消す可能性もありますが、補植を行っていただければ認証を継続できる可能性もあります。

Q32 算定期間の5年を過ぎたあとに、保育した森林の保全義務は発生しますか？

A この制度ではそこまで規定していません。ただし、認証要件の5番に記載されているように、継続的な管理又は木材利用が必要になりますので、その点に留意して申請してください。

Q33 活動報告は、緑化の実施団体ではなく、申請者が行う必要がありますか？

A そのとおりです。活動報告は、申請者に行っていただきます。

Q34 活動報告書で提出する写真は、1箇所につき1枚必要ですか？

A そのとおりです。活動場所が複数ある場合は、場所ごとに写真の提出をお願いします。

## ■ カーボン・オフセットについて

Q35 カーボン・オフセットに使う量は1年ごとに決まっていますか？

A 決まっていません。認証されたCO2吸収量（最大5年分）は、申請者が希望する時期に希望する量をオフセットに利用することができます。

Q36 認証量をカーボン・オフセットに使用できる期限はありますか？

A あります。認証期間中のみ使用することができます。

Q37 協議会のような形で申請をした場合、協力いただいた業者や団体に認証されたCO2吸収量を振り分けることは可能でしょうか？

A 可能です。

Q38 認証を受けてカーボン・オフセットをする場合に、申請団体ではなく、他の団体に譲渡することはできますか？

A 平成29年度から可能になりました。ただし、販売することはできません。

Q39 商工会などが申請者となって認証を受けた場合に、商工会の会員がカーボン・オフセットした際に「会員がオフセットした」としてもよいでしょうか？

A 「商工会が認証されたCO2吸収量でオフセットした」という表現であれば問題ありません。

Q40 オフセットする場合に、エネルギー使用量の報告等に記載することは可能ですか？

A カーボン・オフセット証明書を発行しますが、エネルギー使用量の報告等に記載できるものではありません。

Q41 将来の5年分を一括認証され、初年度ですべてカーボン・オフセットに使ったが、その後CO2吸収量が目標に達しなかったときはどうなりますか？

A 基本的にはきちんと管理していただければ特別な措置はないと考えています。ただし、行うべき管理を怠って木を枯らしてしまったということであれば、認証を取り消す可能性があります。

## ■ その他

Q42 5年間で申請した場合は、毎年認証されるのですか？

A 5年間分をまとめて認証することになります。

Q43 木を植えるために土を購入する必要があるが、経費の補助はありますか？

A 補助は行っていません。

Q44 認証制度のマークはありますか？

A 認証制度のマークはありませんが、沖縄のカーボン・オフセットのマークはありますので、オフセットの際にはマークを使用することができます。

Q45 他者から借りた土地における活動も対象となりますか？

A 対象となります。ただし、土地の所有者から同意を得た上で申請してください。

Q46 本制度をふるさと納税に活用するなど、何か発展的な検討はされていますか？

A 今のところ検討しておりません。

Q47 J-クレジット制度と本制度の違いはどこにありますか？

A J-クレジット制度は、省エネ設備の導入や森林経営などの取組による、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。森林経営では、規模の大きな植林の森林施業が主な対象となり、また詳細な審査が必要となります。

一方、本制度は緑化活動（植樹、保育）によるCO<sub>2</sub>吸収量を県が認証する制度で、小規模な植栽についても対象となり、比較的簡易な方法で申請できる点が異なります。

また、J-クレジット制度で認証されたクレジットは売買することができますが、本制度で認証されたCO<sub>2</sub>吸収量は売買することはできません。

Q48 J-クレジット制度で認証されたクレジットをこの制度で活用することはできますか？

A 本制度とJ-クレジット制度で認証量をやりとりすることはできません。しかし、カーボン・オフセットの際に一緒に活用することはできます。